一　般　競　争　入　札　公　告

役務の提供等の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長　角田　英之

1．競争に付する事項
　1）件　　名：先端分子生物科学研究センター　給湯用熱交換器等修繕
　2）仕 様 等：仕様書のとおり

2．入札方法
　1）入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
　2）入札書は原則として封書にて提出すること。
　3）入札する額は、作業に要する費用の総額とする。
　4）落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
　5）入札は当研究所の予定価格に達するまで3回を限度として行う。1回目に提出する書類は入札書及び見積書とし、以降2、3回目については入札書のみとする。
　6）2回目の入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の入札は行わずに、その1者との随意契約により契約を締結する。
　7）3回目の入札に付し落札者がいない場合は、最低入札価格提示者と随意契約により契約を締結する。
　8）第1回目のみの入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和8年11月13日(金)17時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和8年11月16日(月)執行 先端分子生物科学研究センター　給湯用熱交換器等修繕入札書」と明記すること。（入札書及び見積書に記載する日付は開札日とすること。また、封筒には質問書の原本も同封すること。）

3．入札に参加する者に必要な資格
　1）入札に参加を希望する者は、以下のいずれかの参加資格を有することを証明する書類を令和8年11月9日(月)17時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
　　(1)　当研究所の競争参加資格「役務の提供等（A 機械設備等の保守・運転管理）」の認定を受けた者。
　　(2)　国の競争参加資格「全省庁統一資格」において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
　　(3)　自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
　2）入札に参加を希望する者は、本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていないこと。

4．交付期間
　交付の日から令和8年11月6日(金)　17時まで

5．入札・開札の日時及び場所
　令和8年11月16日(月)　11時30分
　公益財団法人環境科学技術研究所　本館1Fセミナー室
　上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。

6．契約条項及び仕様書を示す場所
　〒039－3212
　青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前1番7
　　公益財団法人環境科学技術研究所
　　総務部総務課契約係　山本　良亜樹
　（作業請負契約一般条項及び仕様書等を配付します）

7．その他
　別紙のとおり

別紙

補　足　説　明　事　項

1)　契約書作成の要否
不要

2)　入札の無効
(1)　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
(2)　その他入札条件に違反した入札

3)　契約手続きについて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

4)　入札者に求められた義務
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5)　落札者の決定方法
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。
入札は、契約の申込として取り扱う。

6)　入札保証金及び契約保証金
免除する

7)　支払条件
検査払い

8)　必要書類
入札には以下の書類を持参すること。
(1)　入札書：3枚
(2)　見積書：公益財団法人環境科学技術研究所　角田　英之　宛
（入札書に記載する金額の内訳を記載すること。）
(3)　見積書用紙：複数枚
（「(2) 見積書」の中で、値引き額及び値引き後合計額が記載されていないもの。随意契約時に金額を記入のうえ提出すること。）
(4)　質問書：原本
(5)　委任状、その他これに準ずる書類:代理人(随意契約に関する権限も有すること)をもって入札する場合に提出すること。

9)　現場説明
無し

10)　質問書
(1)　提出期限：令和８年11月９日(月)12時まで
入札に参加を希望する者は、質問の有無に関わらず、電子メールにて質問書を提出すること。
(2)　回　　答：令和８年11月11日(水)13時～17時
質問があった場合、上述の時間内に電子メールにて回答する。なお、回答は、入札に参加を希望する者全てに一斉送信する。
(3)　質問書の提出先
総務部総務課契約係　山本　良亜樹
E-Mail　ies_keiyaku@ies.or.jp
T　E　L　0175-71-1215（直通）

11)　その他
(1)　入札申込者心得書のとおり。
(2)　契約名称、契約締結日、契約相手の商号又は名称・住所、契約金額を当研究所ホームページに掲載する場合がある。

入　札　書

件　名：先端分子生物科学研究センター　給湯用熱交換器等修繕

金　額：	円
消費税：	円
合　計：	円

上記金額により契約条項を承認のうえ入札いたします。

令和　　年　　月　　日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長　　角田　英之 殿

住　所

会社名

代表者　　印

代理人　　印

令和　　年　　月　　日

質　　問　　書

公益財団法人環境科学技術研究所
　総務部長　　角田　英之 殿

住　所
会社名
代表者　　印

入札件名：先端分子生物科学研究センター　給湯用熱交換器等修繕

【質問事項】
・

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状

公益財団法人環境科学技術研究所
　総務部長　　角田　英之 殿

住　所
会社名
代表者　　印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者　　住所
　　所属
　　氏名

委任事項　　以下の入札並びに見積に関する一切の事項
　　・先端分子生物科学研究センター　給湯用熱交換器等修繕

受任者使用印鑑

令和８年度

先端分子生物科学研究センター

給湯用熱交換器等修繕

仕様書

公益財団法人　環境科学技術研究所

1. 目的・概要

本設備は、先端分子生物科学研究センター第 1 研究棟の実験室等で使用する温水を製造するために平成 16 年度に設置した給湯用熱交換器である。

経年劣化による給湯用熱交換器及び配管の腐食が進み、蒸気漏れ及び漏水が発生している。これまでは増し締め等の調整措置（漏れ防止、飛散防止措置を含む）を講じてきているが、蒸気の漏れの量が増加傾向にある。現在、温水製造能力が著しく低下していることから、設備停止のリスクが極めて高く、当該対処方法では限界の状況にある。

現状の不具合がこれ以上進行した場合は当該設備の停止により温水供給ができず、進行中の動物実験等に多大な影響を及ぼすことになることから、不具合のある周辺配管を含む当該設備を早急に修繕することとしたい。

本設備は実験を遂行するために不可欠なものであり、このままでは進行中の実験にも重大な影響を与え、受託業務の遂行に支障をきたすことから、早急に設備の性能を回復させるための修繕を行うこととしたい。

2. 作業範囲及び作業内容

(1) 作業範囲

第 1 研究棟給湯用熱交換器の交換作業（接続配管の組み直し含む）及び第 1 研究棟 2 階空調機械室（2）から 2 階 ISS への給湯用配管の修繕作業を以下のとおり行うものとする。

(2) 給湯用熱交換器交換作業

空調機械室（1）に設置している既存の熱交換器を撤去し、新しいプレート式熱交換器（アルファラバル製　T6-PFG）1 台の設置作業を行うこと。

- ・既存配管・保温材撤去作業
- ・既設熱交換器撤去作業
- ・交換熱交換器設置作業
- ・配管加工・接続作業及び配管保温作業

(3) 給湯用配管修繕作業

第 1 研究棟 2 階空調機械室（2）から 2 階 ISS への給湯配管（ソケット ― エルボ間、約 4m）の交換作業及び配管保温作業を行うこと。

- ・一般配管用ステンレス鋼管（TPD-20A）：1 本
- ・配管用継手類：1 式
- ・配管保温材：1 式
- ・吊支持金物類：1 式

(4) 試運転調整

すべての作業終了後、試運転により動作確認し必要な調整を行うこと。

3. 作業期間

契約締結日　～　令和 9 年 3 月 12 日

4. 作業場所

青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢 2 番 121

公益財団法人　環境科学技術研究所　先端分子生物科学研究センター

5. 提出書類

(1)責任者届	1部	契約後速やかに
(2)工程表	1部	契約後速やかに
(3)作業報告書	1部	原則、作業終了後速やかに
(4)その他、当研究所が必要とする書類	必要部数	随時

6. 検収

本仕様書の定めるところに従い作業が確実に実施されたこと及び提出書類の確認をもって検収とする。

7. 支給品等

当該作業の実施に必要となる以下の物品等については支給または貸与する。

・電気

・水道

・その他当研究所が必要と認めたもの

8. その他

(1)受注者は、労働基準法その他関係法令上の責任及び作業従事者の健康、安全、規律、及び風紀の維持に関する全ての責任を負うものとする。

(2)受注者は、作業上知り得た情報を当研究所の許可なく第三者に提供してはならない。

(3)受注者は、地震、落雷、火事、停電等の災害発生時(緊急時)には安全確保に協力するものとする。

(4)受注者の作業者が作業遂行中に被った災害については、当研究所の原因により生じた災害を除き、当研究所は責任を負わないものとする。

(5)作業日時については、事前に当研究所と協議し決定するものとする。

(6)その他、作業遂行に必要で本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、当研究所と受注者間で協議し、合意のもとに実施するものとする。

以上

参考資料

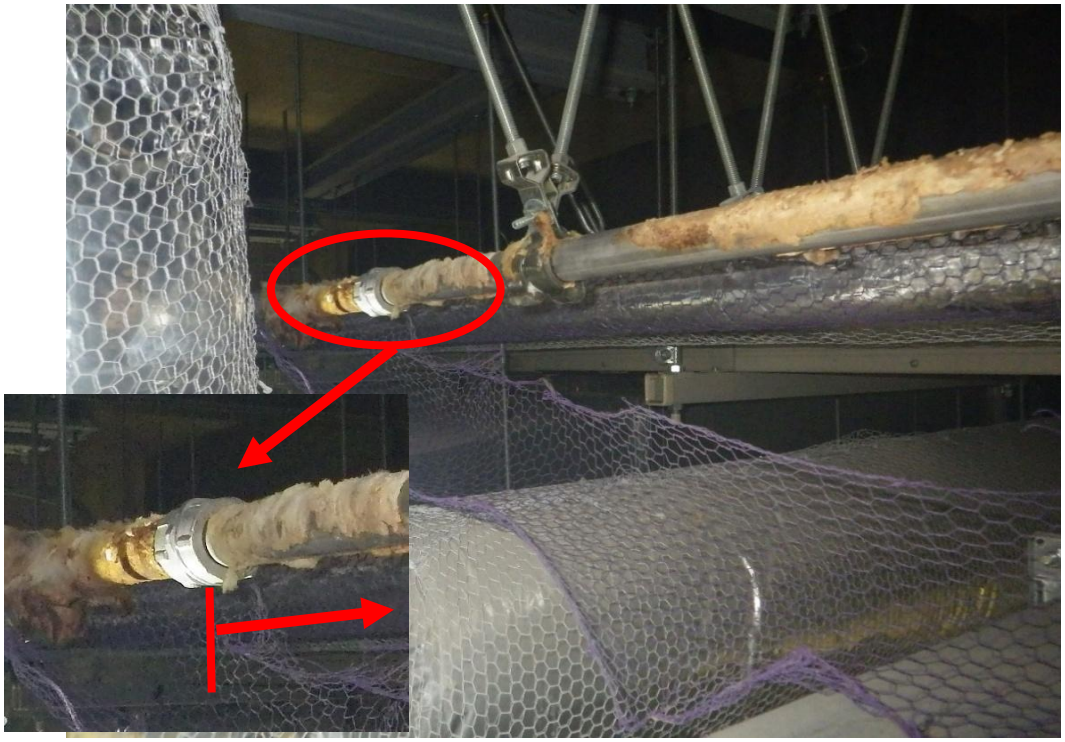
先端分子生物科学研究センター
給湯用熱交換器等修繕

設置場所　空調機械室(1)



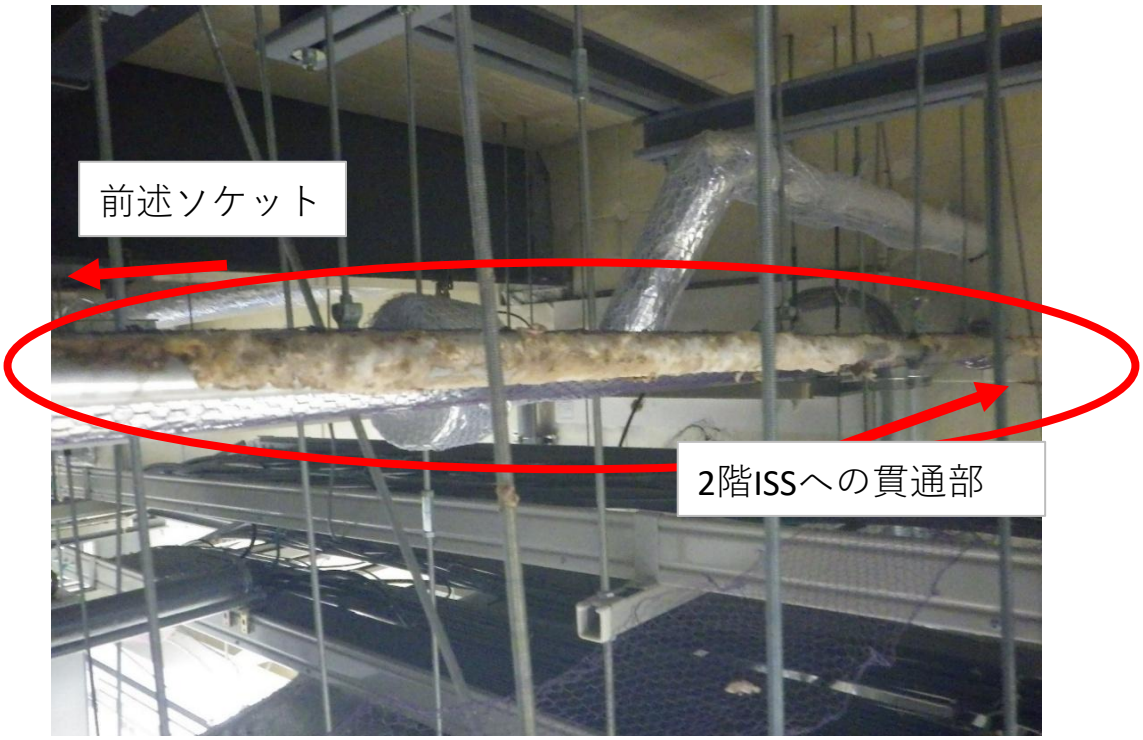
給湯用熱交換器

設置場所　空調機械室(2)



修繕対象箇所：継手(ソケット)から右側(ソケット含まず)

設置場所　空調機械室(2)



設置場所　2階ISS



修繕対象箇所：継手(エルボ)まで(エルボ含まず)